

# 【 臨時休業中の生活について 】

4月21日（火）～5月6日（水）の臨時休業は、  
新型インフルエンザ等対策特別処置法に基づく「緊急事態宣言」による  
臨時休業処置であることを理解し、休業中は感染拡大防止のため  
**「不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごす」**こと。

## 1. 生活全般について

- (1) 規則正しい生活を心がけ、望ましい生活習慣を維持すること。
- (2) 不要不急の外出を控え、自宅で過ごすようにすること。
- (3) 密閉・密集・密接【3密】を避け、マスクの着用・手指の消毒・手洗いを徹底すること。
- (4) 健康保持の観点から運動不足にならないように適度な運動をすること。

## 2. 学習について

- (1) 学習時間を決め、各教科・科目から出された課題にしっかり取り組むこと。
- (2) 進路希望を実現させるために自主学習にも積極的に取り組むこと。

## 3. 交通安全について

- (1) 交通ルールを守り、事故にあわない、事故を起こさないようにすること。
- (2) 臨時休校中は原動機付自転車の運転をしないこと。
- (3) 無断で原動機付自転車・普通自動車の免許取得をしないこと。

## 4. 事故、問題行動、被害の防止について

- (1) 飲酒、喫煙、深夜徘徊、無断外泊、不良行為、窃盗、性の逸脱行動などに絶対関わらないこと。
- (2) スマートフォンの取り扱いに関しては法律に従い、情報モラルに反する使い方をしないこと。
- (3) 遊技場（パチンコ店等）や居酒屋などへの出入りは絶対にしないこと。
- (4) 外泊は禁止とする。

## 5. 携帯電話、インターネットについて

- (1) スマートフォン・インターネットは節度を持って利用し、犯罪に巻き込まれたりしないよう注意すること。
- (2) SNSやメールを利用する際には、誹謗中傷や名誉毀損等にあたる行為をしないこと。
- (3) 詐欺や違法な物品の売買（オークション等含）に関わらないこと。

## 6. アルバイトについて

- (1) 臨時休校中は禁止とする。

## 7. その他

- (1) 自らの健康状態を把握し、何らかの症状がある場合は「かかりつけ医」に相談・受診すること。
- (2) 万一事故等が発生したら、速やかに学校や担任に連絡する。

電話番号 南会津高校 0241-73-2221 (8:15~16:45)  
担任 - -